

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	15,353,000	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	コミュニティ育成事業	その他	NPO法人 大阪鶴見ええまちネットワーク	8,118,000	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業	その他	社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	31,992,624	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
4	鶴見区広報紙「広報つるみ」(平成30年5月号～平成31年4月号)企画・編集業務委託	デザイン	株式会社トライアウト	3,862,080	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 30 年度大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

事業を実施するにあたっては、

- ・幅広い世代の住民の地域活動への参加、地域における担い手の発掘や人材育成への助言・指導
- ・多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- ・自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- ・地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援
- ・会計の透明性確保に向けた助言・指導
- ・地域の情報発信に係る助言・指導
- ・地域活動協議会が行政の委託事業を受注するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- ・NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- ・区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
- ・横断的な地域支援に向けた取組
- ・CB/SB 等の促進に向けた取組
- ・地域の実情や特性に応じた支援

など、支援内容が多岐に渡ることに鑑み、地域活動協議会の自律に向け、様々な創意工夫が必要である。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

地域活動支援課

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 30 年度鶴見区コミュニティ育成事業業務委託

2. 契約の相手方

NPO 法人大阪鶴見ええまちネットワーク

3. 随意契約理由

事業を実施するにあたっては、区民や地域の各種団体と協働し、企画段階から積極的に区民のニーズを取り入れるなど、区民主体のコミュニティ活性化の成果をより一層高めるための様々な創意工夫が必要である。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

地域活動支援課

平成29年度鶴見区契約事務審査会会議資料

平成30年3月19日（月）

【議案】「平成30年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業 業務委託」にかかる特名随意契約について

- 1 事業名称 「平成30年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業 業務委託」
- 2 目的、概要

公的な福祉サービスだけでは対応できない認知症高齢者の徘徊、孤立死、虐待等の問題や、簡易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある者・自ら支援を求めることができない者などの早期発見及び支援を行うには、地域と連携した取り組みが必要である。

本事業は、「つるみ地域つなげ隊」と地域有償ボランティア派遣制度「まちの支えあい活動」（以下、「あいまち」という）の活動を拡充・発展させ、さらに専門的人材を配置することにより地域資源の開発や地域福祉活動の支援、行政・関係機関と地域がつながりあえる新たな仕組み等を構築することによって、真に住民が主体となる地域福祉ネットワーク構築を図っていくことを目的とする。
- 3 業務内容

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以降、「区社協」という）に「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、各地域に「地域福祉コーディネーター」（以降、「つなげ隊」という）を配置、地域が主体となって取り組む地域福祉活動を推進し、ネットワーク構築並びに活性化を図る。また、「あいまち」の運用を継続するとともに活動を促進し、地域福祉活動の担い手を発掘・育成する。年間予定は別紙1の通り。
- 4 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約金額 31,992,624円（消費税含む）
- 6 契約方法 特名随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- 7 契約相手方 社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会
- 8 特名随意契約理由

本事業は、高齢者や障がい者、子育て世帯等が地域で安心して暮らしていくために必要不可欠な地域住民による見守り活動や支えあいの仕組みを拡充、発展させながら、新たなマンパワーの発掘と育成に取り組むとともに地域での福祉活動を支援することを目的としている。

区社協は、平成 26 年 4 月に鶴見区との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結しており、かつ、福祉局事業である「地域における要援護者見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」及び「生活支援体制整備事業」も受託している。また、区社協は「安心して暮らせるまちづくり」を目的として、社会福祉、保健、医療などの関係者及び区内の各種団体が集まって構成されている非営利団体の組織であり、先の福祉局からの受託事業と本事業を連携させることにより、より一体的な事業展開と効果が望まれる。

以上の観点から、地域住民の身近な相談窓口として、また、敏速な支援体制の構築には、区社協のもつネットワークと知識が必要不可欠であり、本事業を受託できる唯一の団体である。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、区社協を相手とし、特名随意契約を行う。

9 担当部署 保健福祉課

随意契約理由書

1 . 案件名称

平成 30 年度鶴見区広報紙企画・編集業務委託

2 . 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 . 随意契約理由

広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）については、芸術性、創造性が求められる業務であるため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 . 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 . 担当部署

総務課（広報担当）